

「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」は 10月末まで受診できます。

特定健康診査：町内の医療機関並びに津山市の指定医療機関で受診できます。

後期高齢者健康診査：町内の医療機関のみで受診できます。

★受診の際は「受診券」「保険証」「問診票」「検尿」をご持参ください。

直接医療機関に電話で健診が
受診できるか確認のうえ、
必ず予約を入れてください。

「特定健診」とは：40歳以上74歳までの鏡野町国民健康保険加入者に受診していただく健康診査です。

「後期高齢者健康診査」とは：75歳以上の後期高齢者医療保険加入者に受診していただく健康診査です。

〈問い合わせ先〉 鏡野町役場 健康増進課 保健師・栄養士まで 電話(0868)54-2025

献血のお知らせ

☆8月は次の場所で献血を行いますので、皆様のご協力をお願いします。



平成22年

8月20日(金)



・鏡野町役場 9:30～12:00

・芳野病院 13:30～15:30

問い合わせ先：鏡野町役場 健康増進課 電話(0868)54-2025

あなたも付加年金で 年金額を増やしませんか？



国民年金の老齢基礎年金額は、満額で792,100円(平成22年度)ですが、満額を受け取るためには、20歳から60歳までの40年間(480月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。また年金を受給するのに必要な期間は原則25年以上です。

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

1. 付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。
2. 付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
3. 国民年金基金に加入中の方、保険料の免除を受けている人は、付加保険料を納付できません。
4. 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。また、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

詳しいお問い合わせは鏡野町役場町民環境課国民年金担当窓口(TEL:0868-54-2984)又は、津山年金事務所国民年金課(TEL:0868-31-2363)までお問い合わせ下さい。